

第2章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策
(障害のある人の自立と社会参加をするための基本的な法律や制度)

第14条 医療、介護等(病院と支援)

国と都道府県市町村は、障害のある人の性別、年齢、どんな障害があるか、どんな暮らしをしているかによって、障害のある人が病院に行ったり、医者に見てもらったり、日常生活での支援(ガイドヘルパーやホームヘルパーなど)、健康を保つための支援など、自立のために必要な支援が受けられるようにしなければなりません。

国と都道府県市町村は、障害のある人が身近な場所で病院に行けたり、医者に見てもらえたり、支援が受けられるようにする法律や制度をつくらなければなりません。国と都道府県市町村は、障害のある人が病院に行ったり、医者に見てもらったり、支援を受ける時、障害のある人の人権が守られるようにしなければなりません。

第15条 年金等(障害者年金)

国と都道府県市町村は、障害のある人が自立して、安心して暮らせるようにするために、年金や手当について必要な法律や制度をつくらなければなりません。

第16条 教育(学校と勉強)

国と都道府県市町村は、障害のある人一人ひとりが、年齢と能力に見合った形で勉強しやすいように、勉強の内容や進め方をより良いものにしなければなりません。そのとき、障害のある子どもや生徒と、障害のない子どもや生徒と一緒に勉強できるようにします。

国と都道府県市町村は、障害のある子どもや生徒、保護者(親など)に対して、情報をきちんと伝え、障害のある子どもや生徒、保護者の意見を大切にしなければなりません。

国と都道府県市町村は、障害のある人の教育について調べたり、いい先生を雇ったり、先生がもっと勉強や研修をするようにしたり、使いやすい教科書や参考書を用意したり、学校の建物を使いやすくしなければなりません。

